

正社員転換、処遇改善等の支援を拡充 ～キャリアアップ助成金の拡充～

正規雇用等転換コース

- **派遣労働者を派遣先で正規雇用した場合** **拡充**
有期→正規 1人当たり 80万円 (70万円) [拡充前 1人当たり60万円 (50万円)]
無期→正規 1人当たり 60万円 (55万円) [拡充前 1人当たり40万円 (35万円)]
[派遣以外の場合 1人当たり50万円(40万円)]
[派遣以外の場合 1人当たり30万円(25万円)]

多様な正社員コース

- 「勤務地限定正社員制度」, 「職務限定正社員制度」を新たに導入・適用した場合 40万円 (30万円) **新規**
- 有期契約労働者等を勤務地限定正社員または職務限定正社員に転換・直接雇用した場合 1人当たり 30万円 (25万円) **新規**

処遇改善コース

- **すべての賃金テーブルを増額改定した場合** **拡充**
1人当たり3万円 (2万円) [拡充前 1人当たり1万円 (0.75万円)]
- 雇用形態別や職種別などで一部の賃金テーブルを増額改定した場合 1人当たり1.5万円 (1万円) **新規**

人材育成コース

- **中小企業事業主が有期実習型訓練** (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) **を実施した場合** **拡充**
1人1時間当たり800円 (700円) [拡充前 1人1時間当たり700円(700円)]

※ 事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

※ ()内は中小企業以外の額です。

※ すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が活用する場合は、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要になる場合があります。

キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。
詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。

厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

キャリアアップ助成金のコース一覧

助成内容		助成額 () は中小企業以外の額
① 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 50万円 (40万円) ★ ② 有期→無期：1人当たり 20万円 (15万円) ③ 無期→正規：1人当たり 30万円 (25万円) ★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算（中小企業以外も同額）
② 多様な正社員 コース	・ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または直接雇用等 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ	① 勤務地・職務限定正社員制度規定・適用： 1事業所当たり 40万円 (30万円) ② 有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員： 1人当たり 30万円 (25万円) ★ ③ 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ： 1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算（中小企業以外も同額）
③ 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) を行った場合 ・ 育児休業中訓練 (Off-JT) を支援した場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練 最大50万円 (30万円) ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
④ 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額★ させた場合	① すべての賃金テーブル改定： 1人当たり 3万円 (2万円) ★ ② 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： 1人当たり 1.5万円 (1万円) ★ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) 加算（中小企業以外も同額）★
⑤ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」 を新たに規定し、 4人以上実施 した場合	1事業所当たり 40万円 (30万円)
⑥ 短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長 した場合	1人当たり 10万円 (7.5万円)